最終更新日：2015年6月26日

水道機工株式会社
代表取締役社長 角川　政信
問合せ先：管理部門経理部
証券コード：6403
http://www.suiki.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「生活環境の充実、整備に貢献することを社会的使命とする」という経営理念のもと、水処理を基軸とした企業活動を通じ、永続的な社会への貢献を目指しております。
この実現に向け、当社は経営環境や企業規模、事業領域の変化に応じて、これらに適切に対応する企業統治の実現を目指して、経営体制の改善、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】**更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 東レ株式会社 | 10,955,000 | 51.00 |
| 水道機工共栄会 | 949,400 | 4.42 |
| 株式会社みずほ銀行 | 604,000 | 2.81 |
| 株式会社電業社機械製作所 | 467,000 | 2.17 |
| 森永　忠輔 | 364,000 | 1.69 |
| ゴールドマン・サックス・インターナショナル | 341,000 | 1.59 |
| 株式会社品川鐵工場 | 284,595 | 1.32 |
| 横手産業株式会社 | 272,480 | 1.27 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 264,000 | 1.23 |
| 株式会社データベース | 239,000 | 1.11 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 更新 | 東レ株式会社 （上場：東京）（コード） 3402 |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 機械 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社や東レグループ企業との間に取引関係がありますが、取引条件の決定に際しては市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定することとしており、少数株主を保護することとしております。

## ５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は東レ株式会社であり、当社議決権の51.2%（平成27年３月31日現在）を所有しております。当社とは、平成14年９月の水処理事業に関する資本・業務提携契約の締結以来、平成16年９月には東レグループの国内水処理システムプラント事業を当社へ移管・統合するなど、同事業分野での協力関係を構築してまいりました。

当社は、今後においても親会社との協力関係を一層と強化する方針でありますが、当社は東レグループにおける唯一の「水処理総合エンジニアリング企業」であることから、東レグループ企業との事業の棲み分けがなされております。また、親会社や東レグループ企業からの役員就任や出向者の受入れは、経営体質の強化や技術・製品情報の交換を目的としたものであり、当社独自の経営判断を妨げるものではないことから、上場企業としての一定の独立性を保っております。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 大谷　洋 | 他の会社の出身者 | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 大谷　洋 | | 東レ株式会社<br>常務取締役水処理・環境事業本部長 | 同氏は東レグループでの豊富な取締役経験より、経営全般における幅広い知識と見識を有することから、当社の社外取締役として適任のため、選任しております。<br>なお、同氏は親会社の出身ですが、上記の豊富な経験より、第三者としての独立的な見地より、取締役会への助言・発言が可能であります。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（監査役と会計監査人の連携状況）
　監査役と会計監査人との連携状況につきましては、監査役と会計監査人との間で年4回の定期的な協議の実施、ならびに各決算期においては、監査役は会計監査人から会計監査報告を受けるなど、相互連携に努めております。

（監査役と内部監査部門の連携状況）
　内部監査部門として社長直轄の法務審査室（2名）を設置しており、法務審査室は監査役の職務を補助するとともに、緊密な情報交換を行い、相互の連携に努めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

## 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 千田 一夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 軒原 博幸 | 他の会社の出身者 | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 千田 一夫 | ○ | ――― | 同氏は、社外での豊富な取締役経験ならびに監査役経験を有しており、当社の監査業務強化のため、選任しております。<br>また、同氏は永年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。<br>なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、当社の独立役員に指定しております。 |
| 軒原 博幸 | | 東レ株式会社<br>水処理・環境事業企画管理室長 | 同氏は、東レグループでの豊富な取締役経験、また東レ株式会社において水処理・環境事業企画管理室長の地位にあり、当社事業に精通していることから、当社の社外監査役として適任のため、選任しております。<br>また、同氏は永年にわたり財務経理部門に従事された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | なお、同氏は親会社の出身ですが、上記の豊富な経験より、第三者としての独立的な見地より、取締役会への助言・発言が可能であります。 |

### 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

### 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は月例定額報酬となっており、現在インセンティブ付与は実施しておりません。取締役の業績向上意欲をより高める観点からも、報酬体系については引き続き検討を重ねてまいります。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

### 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|
| 取締役(社外取締役を除く。) | 98百万円 | 4名 |
| 監査役(社外監査役を除く。) | 14百万円 | 1名 |
| 社外役員 | 2百万円 | 1名 |

(注)上記の取締役報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額(取締役4名に対し15百万円)が含まれております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定は、役員の役職等に基づく内規や業績等を総合的に勘案し、決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポート体制については、取締役会の事務局である総務部が行っております。当事務局においては、取締役会の開催日程通知ならびに会議資料の事前配布等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(現状の体制の概要)

当社は最高意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針や重要事項を審議決定するとともに、業務執行に関する事項の報告を行っております。また、代表取締役、取締役及び理事によって構成される常務会(経営会議)を原則月2回開催し、より迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たしております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。各監査役は取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するほか、工場や現場の実査等を通じて取締役の業務執行状況及び法令遵守の監視を目的として厳正な監査を行っております。

(会計監査の状況)

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく定期的な会計監査を受け

ております。平成27年３月期において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は下記のとおりです。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他12名であります。

指定有限責任社員 業務執行社員　志村さやか
指定有限責任社員 業務執行社員　木村 聡
指定有限責任社員 業務執行社員　打越 隆

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会の体制につきましては、現状の企業規模や事業領域におけるガバナンス実行に最適な体制であると認識しております。
また、当社は会社法上の監査役設置会社でありますが、監査役監査の実行において、最適な形態であると認識しております。
いずれの体制に関しましても、法令の改正に沿ったコーポレート・ガバナンス体制への見直しを行ってまいります。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 有価証券報告書及び四半期報告書、決算短信及び四半期決算短信、その他適時開示資料等 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業倫理・法令遵守行動規範において、ステークホルダーへの姿勢、立場の尊重を掲げ、ステークホルダーとの健全で良好な関係の維持に努めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境マネジメントシステムISO14001に基づく事業活動をしております。また、CSR活動についてはCSR・法令遵守・人権委員会を設置し、全社的な推進活動を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 企業倫理・法令遵守行動規範において、ステークホルダーとの良好なコミュニケーションを掲げ、会社情報を適切かつ公正に提供することを促進しております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は「生活環境の充実、整備に貢献することを社会的使命とする」という経営理念の実現に向け、「企業倫理・法令遵守行動規範」を定め、社員一人ひとりがこれを遵守することを企業活動の基本とし、これにより、顧客に満足を与え、社会から信頼を得ることを基本的な考え方としております。

2. 整備状況

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範(以下、企業行動規範という)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

・CSR・法令遵守・人権委員会を組成し役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、役職員に対しコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

・事業活動における企業行動規範・社内規定等の遵守を確保するため、代表取締役社長のもとに法務審査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。

・取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規定を整備する。

・個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業部等の部門の責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。上記責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・代表取締役、取締役及び理事によって構成される常務会(経営会議)を原則月２回開催し、より迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。

(5)会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

・グループ内取引については、必要に応じ法務審査室が審査する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役の監査の支援のために、法務審査室に属する従業員がその任にあたり、当該従業員は監査役の指揮のもと補助業務を遂行する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・法務審査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を事前に求めるものとする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。

・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがある時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査役に報告する。

・全取締役及び部門責任者は、監査役会と協議のうえ、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

・代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また法務審査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に基づき毅然とした対応をし、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わないことを基本方針としております。

2. 整備状況

総務部を対応部署とし、平素より所轄警察署及び外部専門機関から関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進しております。また、上記の基本方針を明記した「企業倫理・法令遵守ハンドブック」を作成し、全役職員に配布するなど周知徹底をしております。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本方針
当社は、投資者に対して適時適切な会社情報を提供するため、金融商品取引法をはじめとする関連法規ならびに株式会社東京証券取所の定める適時開示規則に則り、正確で公平な適時開示に努めております。また、開示前の情報管理を徹底するため、社内において「内部者取引管理規定」を定め、当社及び子会社に関する重要情報の管理を行っております。

2. 情報開示責任者と担当部門
当社における情報開示の責任者は、情報開示担当役員となっております。また、情報開示の担当部門は経理部となっております。

3. 適時開示に係る社内体制
適時開示規則に定める「決定事実に関する情報」や「決算に関する情報」については、当社の取締役会における承認・決議後、速やかに開示するようにしております。
また、適時開示規則に定める「発生事実に関する情報」については、当社及び子会社において事象の発生が予測される場合または認識を行った時点において、適時開示規則に基づく開示の必要性や重要性について検討を行い、開示が必要と判断した場合には、情報開示担当役員及び代表取締役社長へ開示内容の報告を行い、承認の後、速やかに開示するようにしております。
なお、開示資料の作成については情報開示の担当部門である経理部を中心に行っておりますが、必要に応じて総務部との協議、あるいは情報を所有する関係部門と連携のうえ、正確な開示資料の作成に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

